

自動車運転者安全講習会中止のお知らせ

例年 10 月に開催しております自動車運転者安全講習会は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、全地区(南条・今庄・河野地区)中止とさせていただきます。

大変申し訳ございませんが、皆さまの安全、安心のため、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

■問合せ 総務課防災安全室 TEL 0778-47-8016



南越前町駐在所だより



頼んでもいない商品が送られてきた！

相談者 「頼んでないのに商品が届いた。どうすれば？」

回答 「契約した覚えがなければ、**処分して大丈夫**です。」



一方的な送り付け行為への対応 3 箇条 ～特商法が改正されました～

その1 送られてきた商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については消費者は直ちに処分することができます。

その2 事業者から金銭を請求されても支払い不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。仮に消費者が届いた商品を開封し処分（飲み食い）してしまっても金銭の支払いは不要です。

その3 代金を支払ってしまっていたら、消費者センターへ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払い義務があると誤認して、金銭を支払ってしまったとしても、返金請求ができますので、お金を取り戻せる可能性があります。

※7/6 以後に配達されたものから適用

頼んでもいない荷物が届いたら、同居のご家族に確認をしてから、消費者センター・警察に、ご相談ください。



■問合せ 越前警察署 南条・今庄・湯尾・河野駐在所 TEL 0778-24-0110
福井県消費生活センター TEL 0776-22-1102